(経済産業委員会)

特定 商取 引に . 関 する法律及び 割 賦 販 売 法 の — 部 を改正する法 律 案 $\overline{}$ 閣 法第一一七号)(衆議 院送

付)要旨

本 法 律 案 は、 悪 質 な訪 問 販 売やマ ル チ 商 法に 関す る消費者トラブル が 急 増 U 7 い る 現 状 に か h が み、 取引

の 公正及 び 消費 者保 護 の 強 化 を 义 ろうとするも の で あ וֹי そ の 主 な内 容 は 次 の ۲ お IJ で あ る

一、特定商取引に関する法律の一部改正

1 訪 問 販 売 等 に お け る 販 売 目 的 の 明 示

販 売 業 者 1等が、 訪 問 販 売等を しようとするときは、 勧誘に先立って、 販売業者等の氏名・ 名称に加え

て、販売目的であることなどを明らかにしなければならない。

2 禁止行為

1 販 売業者等が、 訪問 販 売等に ついて勧誘する際に、 商品 の 価 格、 性能等に関する重 要事 項を故意に

告げない行為を禁止する。

販 売目 的であることを告げずに、公衆の出入りしない場所に誘い込んで、勧 誘する行為を禁止する。

3 合理的な根拠を示す資料の

提

出

主 務 大臣 は 商 品 の 効 能 効 果等について、 誇大な広告 勧 誘 を してい る 疑 しし が あ る販売 業者等に対

ŕ そ の 裏 付 け とな る 合理 的 な 根 拠 資 料 の 提 出 を 求 め、 提 出 L な い ときは、 誇 大で あ る も の لح み な

4 訪 問 販 売 等 に お け る 契 約 の 申 込 み の 撤 回 (クー リング・オフ)

まで、消費者はクーリング・オフを行うことができる。

販

売

業

者

等が、

嘘

を

言っ

た

IJ

威

迫

し

て、

クー

IJ

ンググ・

オフを妨

害

した場合は、

そ

の

妨

害が

解消

さ

れ

5 訪 問 販 売 等 に お け る 契 約 の 取 消 L

消 費 者 が、 虚 偽 の 説 明 き 重 要 事 項 を 告げ な しし などの 違 法勧 誘によっ て、 誤認 て 訪問 販売等 の 契約を

締結したときは、契約を取り消すことができる。

連 鎖 販 売 取 引 ੍ਰ ਵ ル チ商法) に お け る 契約 の 解 除

6

連 鎖 販 売 取 引につい て、 会 員 は、 クー IJ ング オ フ期間を経過した後であっても、 契約を将来 に 向 か

つ て 解 除できるとともに、 入会後一 年 以 内の会員 ĺţ 引渡 しを受けてから九十日以内の未使 用 の 商 品 を

返品し、適正な返金を受けることができる。

二、割賦販売法の一部改正

1 割賦販売等に係る申込内容の書面交付等

割 賦 販 売 等 の方法 により指 定 商 品 を 販 売する契約等で、 連鎖販 売個人契約に該当するもの等について

ば 割 賦販 売等に 係 る申込内容 の 書 面 交付の規定、 契約 の 解 除 等 の 制 限規 定 を 適 用するとともに、 割 賦

販売業者が請求しうる損害賠償等の額を制限する。

2 割賦購入あっせん業者に対する抗弁

連 鎖 販 売 個 人契約 につい て、 退会した会員に、 割賦購 入あっ せ ん業者に対する抗弁 (支払いの拒絶)

を認める。

三、施行期日

この法律は、 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。